

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ REACH 規則の新たな SVHC として 8 物質を追加

2) 内容

- ・ 2021 年 7 月 8 日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として以下の 8 物質の Candidate List への追加について公表した。
 - 1,4-dioxane
 - 2,2-bis(bromomethyl)propane-1,3-diol (BMP); 2,2-dimethylpropan-1-ol, tribromo derivative/3-bromo-2,2-bis(bromomethyl)-1-propanol (TBNPA); 2,3-dibromo-1-propanol (2,3-DBPA)
 - 2-(4-tert-butylbenzyl)propionaldehyde and its individual stereoisomers
 - 4,4'-(1-methylpropylidene)bisphenol
 - glutaral
 - Medium-chain chlorinated paraffins (MCCP)
 - orthoboric acid, sodium salt
 - Phenol, alkylation products (mainly in para position) with C12-rich branched alkyl chains from oligomerisation, covering any individual isomers and/ or combinations thereof (PDDP)
- ・ 今回は第 25 次で合計 219 物質となった。

3) SEAJ コメント

- ・ 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
 - (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
 - (2) SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている
- ・ 2021 年 1 月 5 日以降は、SCIP DB への通知も必要となります。
- ・ 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ SVHC の URL
<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

6) その他

- ・ なし